

## ワシントン州立最高裁判所 命令 25700-B-449

### 司法参加とテクノロジー使用に関する指針

ワシントン州の司法制度はワシントン州の全ての人々に開かれているという根本的主義のもとに設立されたものである。

この思想にのっとり、低中所得者及び、司法への門戸を閉ざされている人々、或いは傷つけられ易い立場にある人々、及び万民公正な司法のための指導力と効果的な調整を図る為ワシントン州最高裁判所は、弱者、低中所得者層その他、市民司法制度の門戸を閉ざされている人々へ高度の権利拡大に努めることを目的として、司法参加委員会を恒久の母体として設立した。更に当裁判所は、他の責務と併せ市民の公正な司法参加に不可欠な情報入手手段の促進、発展、政策企画及び革新的法案の企画、実行、促進、それに伴うワシントン州司法への門戸を拡大、及び市民司法制度の敏感な対応を促す責務を司法参加委員会に課したものであった。これらの責務を満たすための活動の結果、当該委員会は、インターネットを含む情報通信技術の発展が、万全で公正な司法制度への参加権利に重大な課題を呈していることを認識した。これらの技術は司法制度への市民の参加の道を広げる一方、既存の障害を存続、もしくは悪化させ新たな障害を作り出すことも事実である。

司法参加委員会は、そのような障害を破壊または最小限に抑える機会を最大限に把握し、より効果的かつ十分な手段を司法制度に講じ、ワシントン州全ての人々の高等な司法参加拡大の為に司法委員会の迅速な対応が必要と確信した。

それにより、2001年、司法参加委員会は現在及び将来のテクノロジーによる司法制度の参加障害の撤廃及び効果的な利用の機会拡大を目ざし、それに依りワシントン州全ての人々への公正な司法を発展させるため、役員を委任し、信頼できる基本的指針の礎の確立の為に広範囲且つ包括的企画に従事することを責務と課した。

その後、3年間にわたり、当該委員会は、意見や提案を伴う広範囲且つ包括的な活動に取り組み“司法参加とテクノロジー使用に関する指針”の発展に努めてきた。

その結果、司法参加とテクノロジー使用に関する指針は、司法執行委員会、司法情報システム委員会、高等裁判所判事理事役員会、地方自治判事理事役員会、ワシントン州弁護士協会理事会、マイノリティーと司法委員会、性と司法委員会、州法務長官、市民法律教育評議会により、承認されるに至る。

ワシントン州に於ける州規模の司法制度情報システムは、裁判規則により1976年、裁判所管理事務所により運営され、情報、設備、他システムとの交流、セキュリティー、操作上の優先課題の普及に関する課題に関わってきた。

ワシントン州規則RCW2.68.050と、この命令の趣旨に基づき、ワシントン州裁判所は司法情報システムを通じ低料金もしくは無料にて、専門的な技術を

持たない人々、身体障害者からの適切な司法関連情報通信アクセスの向上及び促進に努めることとする。

司法参加とテクノロジー使用に関する指針は、ワシントン州司法システムの技術利用を導くものとして適切で望ましいものである。司法参加とテクノロジー使用に関する指針の広範な普及はその利用により、全ての人々に公平な門戸を開くと確信する。

命令：

(a) この命令に添付された司法参加とテクノロジー使用に関する技術指針は、ワシントン州裁判システム及びすべての人々、政府機関、団体の技術使用の概要を導くための価値基準及びその意向を述べたものである。

これらの指針は、裁判所の運営および裁判所に持ち込まれる訴訟に於いて、適切な技術使用を決断する際、他の法律、規則と共に考慮されるべきであり、又あらゆる政府機関、団体による適切な技術を決断する際にも考慮されるべきである。

(b) 司法参加とテクノロジー使用に関する指針およびこの命令は、迅速にワシントン州裁判規則、ワシントン州弁護士会ウェブサイトに掲載されるべきである。又、裁判所ウェブサイトにも掲載され裁判所管理部によって維持されるものとする。次にある序文は上記の出版物及びウェブサイトの司法参加とテクノロジー使用に関する指針に直ちに取って代わるものとする。

“司法参加委員会により推進された、これらの司法参加とテクノロジー使用に関する指針は、テクノロジーが、ワシントン州全ての人々の司法への参加と、公正な司法の向上を保証するために推進されたものであり、衰退を目指すものではない。司法参加委員会草案者による解説はこれら指針が司法制度業務に携わる者及びその使用者の双方に、実用的、効果的に利用されることを動機としているのは明らかであり、これら指針は新規の請求原因または根拠のない命令を発生するものではない。これら指針は、司法執行委員会、司法情報システム委員会、高等裁判所判事理事役員会、地方自治判事理事役員会、ワシントン州弁護士協会理事会、マイノリティと司法委員会、性と司法委員会、法務長官、市民法律教育評議会によって承認されたものである。

(c) 裁判所管理部は、司法参加委員会、司法情報システム委員会とともに、年間報告書を作成し、ワシントン州司法システム他、全ての人々、政府機関、団体の使用状況について州最高裁判所に報告することを命じる。

2004年12月3日

ワシントン州  
司法参加とテクノロジー使用に関する指針

ワシントン州最高裁判所  
2004年12月3日

ワシントン州司法参加委員会による提案

## 前文

ワシントン州司法制度における技術の使用は、司法制度の基本である公正な司法制度への参加権を保護し、進展させなければならない。特に、司法への参加への障害の発生あるいは増加を防ぎ、弁護士を持たない人々、阻害あるいは冷遇されている人々への障害を軽減または除去する必要がある。この陳述は、司法参加の広範囲な定義を仮定するものであり、直接あるいは代理人を通じてなされる以下の行動が含まれる。

- (1) 権利の要求または抗弁及びあらゆる裁判地における法的義務の発生、施行、修正、取消。
  - (a) 権利の要求または抗弁
  - (b) あらゆる裁判地における法的義務の発生、施行、修正、取消
  - (c) その他公正な結果を招く可能性の推進
- (2) 手続または他(a)-(c)の情報の取得
- (3) 証人または陪審員としての訴訟行為参加
- (4) 裁判所の活動または他の論争解決団体に関する情報の取得

さらに、司法への参加は、適正な期間猶予等、公正な過程を必要とする。公正な過程は更に“透明性”を意味する。これは、システムが公民にとって単に司法の外側から見えるのではなく、司法制度、規則及び基準、手続と経過、司法運営の特徴とそのパターンなど司法の内側からも見られるべきであり、それに伴って公民は、あらゆる角度からその運営を観察することが可能であり、特に法の公正さ、効力、効率に重点を置いて運営を評価することが可能である。よって、これら司法参加とテクノロジーに関する指針はワシントン州司法制度の価値と趣旨及びそれに沿うテクノロジーの使用指針を述べたものとする。

### “前文”に関する解説

司法参加は、ワシントン州に於ける基本的な権利であり、州最高裁判所による司法参加委員会の設立はその権利の理解と保護のための努力を表すものであった。テクノロジーが司法参加に影響を及ぼすとの理解の下、司法参加とテクノロジー使用に関する指針は、広範囲な法適用と発生した問題の解決の基礎となる一般的な陳述を供給することを目的とする。この文書は包括的な意味をなすものとして解釈されるべきである。ここに使用される語彙の緩やかな定義は、われわれの憲法、判例上の価値を保障するために必要である。この文書に使用される語彙は、その趣旨に沿って理解、解釈されるべきである。これらの指針は、新経費、新経費請求

の発生、規則の廃止または修正を要求するものではない。むしろ、これらの指針は司法制度の決定者が司法参加について考え、司法に影響を及ぼすテクノロジーが立案、実施された場合には適切な処置をとり、参加機会の減少を防ぎ、可能な限りテクノロジーを司法参加促進の材料として要求するものである。

## 効力範囲

司法参加とテクノロジー使用に関する指針は、州最高裁判所の権威の下に存在する全法廷裁判所、裁判所職員、裁判所管理課、その他ワシントン州司法制度に属するすべての人々に適用される。これらの指針は、ワシントン州司法制度に携わる全ての人々の手引きとされるべきである。

“ワシントン州司法制度に携わる全ての人々”とは、公式の論争解決または規則作成に携わる全ての政府機関、非政府団体及び弁護、補助、情報提供を行う全ての人々と主体をさす。

“テクノロジー”は、生産、貯蔵、修正、集成、伝達、通信、宣伝普及、通訳、表示、情報の適用に使用される全ての電気通信手段、仕組み、手段をさす。

### “効力範囲”に関する解説

“効力範囲”は、司法参加とテクノロジー使用に関する指針が、州最高裁判所の法権威の効力の及ぶ人々または団体にのみに適用されることを明確にする目的で使用されるものである。しかしながら、当裁判所は、これらの指針と価値が全ての司法システムに広く適用され、使用されることを望む。又、この効力範囲は、司法参加とテクノロジーに関する指針が任務の達成、義務、責任、企画、委任業務、契約、譲渡、権利の移転、公的または私的業務等、これらの指針が該当しない全ての又は一部の運営、履行にも引き続き適用されるべきである。“テクノロジーの定義”は、包含的であり、排他的に使用されるべきではない。

### 1. 公正への門戸の為の必要条件

公正な結果への門戸は、司法への門戸を開くことを必要とする。司法制度のテクノロジーの使用は、公正な司法への門戸開放と司法制度の均等な参加機会を全ての人々に促す為に仕えるべきである。テクノロジーの導入、使用の変更が門戸を狭め、参加機会を損なうものであってはならず、可能な限りそれらの門戸開放と参加を推進させるべきである。

### “公正への門戸”に関する解説

この指針は、テクノロジーを通じた司法参加の促進と“まず害してはならない”原則を組み合わせたものである。その趣旨は、可能な限り門戸開放を促す為にテ

テクノロジーの使用を推進すること、又、司法参加の減少を防ぎつつ、その便利さに焦点を合わせ、進歩、確信、実験を奨励するものである。

## 2. テクノロジーと公正な結果

司法制度の主な目的は、公平で熟知した決定者による公正な過程を通じて公正な結果を導き出すことである。司法制度は、この目的達成の為に使用、進展されるべきであり、この目的達成を損なう見込みのある使用は拒否、最小化、または修正されるべきである。

### “テクノロジーと公正な結果”に関する解説

“公正な過程”についての言及は、公正な過程が公正な結果を導くものに不可欠であることを再確認する為である。“熟知した決定者”への言及は、公正な結果を導く可能性を最大限に引き出す為の情報収集、整理、提示において、決定者がテクノロジーの使用により最高の質と量の情報を入手し得る事を強調する為である。

## 3. 開放性とプライバシー

司法制度は、公に開かれているという側面とプライバシーの保護という2元的側面を持っている。テクノロジーはこの2元的側面に沿うよう設計使用されなければならない。テクノロジーの使用は、開放性の価値と個人のプライバシーの価値の対立の発生または拡大の可能性を含んでいる。そのような状況では、決定者は双方の価値とその目的を考慮し、バランスの取れた手段を講じることに努めなければならない。又決定者は不利益な効果を最小限に押さえ有益な結果をもたらすよう努めるべきである。

### “開放性とプライバシー”に関する解説

この指針は、テクノロジーが可能な限り双方の価値を保護し向上するように設計された場合、開放性とプライバシーは、必ずしも対立関係にはないことを強調する。しかし、双方の対立が不可避な場合、テクノロジーがもたらすプライバシーと開放性の効果を考慮することは不可欠である。指針は、決定者が双方の価値とその根底にある原理と目的を深く考慮すると共に、テクノロジーがもたらす潜在的影響を熟考し、その有益的效果が不利益的效果を勝ると判断される場合には、テクノロジーの使用をもって行うとする。この指針は、司法制度の責任と透明性の必要条件と同様その内容と運営にも適用される。この必要条件は、裁判所内部におけるテクノロジーの使用と、公民による司法参加への使用の場合とでは、異なる意味を持つ場合がある。

#### 4. 中立的法廷の保証

紛争解決のための、中立的で、参加しやすく、且つ透明な法廷は、ワシントン州司法制度の根本である。しかしながらテクノロジーの発展は、テクノロジー利用の可能性を求める使用者の間に、これらの特徴をもたない代替的な紛争解決方法を生み出す可能性が存在する。ワシントン州司法制度の参加者及び従事者は、新テクノロジーに一致する中立的で近づきやすく透明な法廷を保証し、中立性、接近性、透明性に欠く法廷の使用を控えるようあらゆる適切な手段をとるべきである。

##### “中立的法廷の保証”に関する解説

テクノロジーによって発生した代替的紛争解決法（オンライン紛争解決を含む）は、急激に成長しており、司法制度に多大な問題を投げかけている。この指針は、司法制度及び司法参加とテクノロジー使用に関する指針が既存の法律に変更がないことを明確にした上で、基本的価値と必要条件及び司法参加とテクノロジー使用に関する指針が適用されることの重要性を強調している。

この指針は、当事者が和解に達しない場合、中立で透明な法廷への道を維持する限り、進行、陳述、議論の秘密保持が和解につながる法廷への参加を控くものではない。

#### 5. 公民の認識拡大と使用の充実

司法参加は、公民が司法制度、その源、参加の手段についての有効な理解可能な情報を得ることが不可欠である。司法制度は、可能な限り書面及び多数の様々な人々に届く手段で情報の発展、頒布に努め、司法制度におけるテクノロジー使用方法の理解を公民の間に広めるべきである。

##### “公民の認識と利用”に関する解説

司法制度におけるテクノロジーの適切な導入について、市民の認識と理解を確実にすることは全ての政府機関支部にとって当然の義務であるが、この指針の本来の責任は、司法制度そのものにあることを明確に理解するものである。前文の解説にあるようにこの命令を含む司法参加とテクノロジー使用に関する指針は、新たな支出、請求原因を一切命令していない。しかし同時に、考案者と決定者は、要求への敏感さ、能力、そして必要であれば将来の利用者への制限を示さなければならない。参加への手段を公民に伝えることは、何であれ、効果的でなければならない。例えば、家庭内暴力によって発生する保護申請書類がコンピュータで入力、申請できる場所についての情報は、ラジオ、テレビの公共広告にて伝えることが可能である。図書館やコミュニティーセンターでのパンフレット配布、ポスターの掲示などによる情報の伝達も効果的であるかもしれない。情報は、視覚障害者、文盲者のためのオーディオウェブサイトをを使用した市民相談プログラムへの情報

掲載も効果的であろう。これらの参加手段の伝達は想像力と参加対象者の特長によって種々多様である。

## 6. 最善の履行

司法参加とテクノロジー使用に関する指針の履行を確実にする為に、これら指針の適用となるものは“最善の手段”の手順と基準を利用すべきである。司法制度の他の従事者は最善の業務手順と基準の利用に励むべきであり、又これらの指針を手引きとすべきである。最善の履行は司法参加を保護促進し、公正な参加と平等性を向上させる為にテクノロジーの利用を導くことである。又同時に最善の履行はこれら指針の価値と目的の観点から効果的、定期的なテクノロジー使用に関する評価方法を備えることである。

### “最善の履行”に関する解説

これらの指針は司法参加とテクノロジー使用に関する指針に表現されている広範囲な価値と適用方法が司法制度における日常のリアリティー及び司法制度を享受する人々に最大限可能な限り反映されることを保証する為の手引きとなる為に作成されたものである。司法制度のあらゆる場面において高品質の実用的な手段と道具が考慮、利用、評価、テクノロジーの進歩の対象となりうるように意図されたものである。

この主旨と司法参加とテクノロジー使用に関する指針は、有意味な司法への参加を全ての人々が享受する為の目的の下に進歩、確信、実験を推奨するものである。これら目標達成の為、最善の司法運営のために州規模の発展と使用が強く望まれる。